
プロジェクト	ASAF 対応
項目	持分法会計

本資料の目的

1. 2021 年 10 月に開催予定の会計基準アドバイザー・フォーラム（ASAF）会議において、IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業への投資」（以下「IAS 第 28 号」という。）の持分法会計について、次の 2 つの議題が予定されている。

(1) ASBJ ショート・ペーパー・シリーズ第 3 号「持分法会計についての視点」¹（以下「ASBJ ショート・ペーパー」という。）の発表

(2) 国際会計基準審議会（IASB）の持分法のリサーチ・プロジェクト

本資料は、(2)IASB の持分法のリサーチ・プロジェクトの議題の概要を説明し、ASBJ の対応方針についてご意見をいただくことを目的としている。

IASB の持分法のリサーチ・プロジェクトの議題の概要

（IASB のセッションの目的）

2. 本セッションでは、次の 2 つが目的とされている。

(1) 持分法のリサーチ・プロジェクトにおける目的及びアプローチのアップデートの提供

(2) 次の項目について、ASAF メンバーに意見を求めること

① 繰り返し適用上の論点として識別されるが本プロジェクトの検討対象から除外される論点

② 重要な影響力の変化を伴わない関連会社に対する持分の変動の会計処理に関する IASB スタッフの分析

¹ 第 463 回及び第 464 回企業会計基準委員会（2021 年 8 月 11 日及び 8 月 30 日開催）並びに第 115 回及び第 116 回 ASAF 対応専門委員会（2021 年 8 月 2 日及び 8 月 17 日開催）でご議論いただき、第 464 回企業会計基準委員会で ASAF 会議及び IFASS 会議に提出することをご了承いただいた。

(IASB のプロジェクトの目的及びアプローチのアップデート)

3. IAS 第 28 号は、持分法会計の目的や基礎となる原則が明確となっていない。そのため、利害関係者の間で見解の違いを生み出し、同一の取引に対し多様な会計処理を生じさせていることが過去から継続する課題となっており、IASB は持分法会計に関するリサーチ・プロジェクトを開始している。
4. 2020 年 10 月の IASB ボード会議において、持分法会計に関するリサーチ・プロジェクトの今後の進め方が議論され、持分法会計の必要性及び持分法会計の範囲に関する問題などの根本的な見直しについては、リサーチ・プロジェクトには含めないこととされた。その上で、IAS 第 28 号の範囲内において適用上の論点に対処するため、当該プロジェクトの目的は、「IAS 第 28 号の原則を識別し、説明することにより、連結財務諸表及び個別財務諸表において、持分法の適用上の論点に対処できるかどうかを評価すること」とすることが暫定決定された。
5. また、当該プロジェクトの目的を達成するため、次のアプローチが暫定的に決定された。
 - (1) 適用上の論点を識別し、どの論点に対処するのかを選定する
 - (2) IAS 第 28 号の基礎となる諸原則を識別し説明することによって、これらの適用上の論点に対処する
6. 2021 年 3 月の IASB ボード会議では、前項(1)に関して、当該プロジェクトで扱う適用上の論点の詳細な選定プロセスについて議論された。選定プロセスにおいて、次の 5 つの判断基準を適用し、すべての判断基準を満たす論点を当該プロジェクトで扱う論点として選定することとされている。
 - (1) これまでの基準開発やアジェンダ決定により解決されていないか
 - (2) IAS 第 28 号を根本的に書き換えることなく解決できるか
 - (3) 他の IFRS 基準を修正せずに解決できるか
 - (4) IAS 第 28 号の首尾一貫した適用に影響を与えるか（適用に多様性が生じるか）
 - (5) 論点が生じる頻度、多くの法域や産業における広がり及び企業の財務諸表に与える重要性の観点で重要であるか

7. 2021年6月のIASBボード会議では、本資料の第5項(2)に関して、IAS第28号の定めから導き出される諸原則²について議論された。また、それらの原則が適用されない論点における追加の原則の開発方法として、類似の事項や関連する事項を扱うIFRS基準の要求事項や「財務報告に関する概念フレームワーク」における定義、認識規準及び測定概念の適用可能性を検討することが提案された。
8. 2021年10月のASAF会議では、本資料の第5項(1)に関連し、繰り返し適用上の論点として識別されるが、選定プロセスにより本プロジェクトの検討対象から除外される論点について、ASAFメンバーに意見が求められている。また、本資料の第5項(2)に関連し、IAS第28号の定めから識別された諸原則を適用するだけでは解決できない論点のひとつとして、重要な影響力の変化を伴わない関連会社に対する持分の変動の会計処理に関する論点について、ASAFメンバーに意見が求められている。

(繰り返し適用上の論点として識別されるが本プロジェクトの検討対象から除外される論点)

9. IASBスタッフは、過去のIFRS解釈指針委員会への要望書、世界作成者会議(GPF)におけるコメント、各国の基準設定主体や会計事務所からのフィードバック等を通じて、適用上の論点を識別したとしている。
10. それらの論点のうち、次の論点については、繰り返し適用上の論点として識別されるものの、本資料の第6項の選定プロセスの結果、他のIFRS基準の修正を必要とする等の理由により、本プロジェクトにおいて対処する論点から除かれるとしている。

(1) 便益にアクセスを与える所有持分に関する論点

IAS第28号では、保有する潜在的議決権等が、投資先に対する所有持分に関連したリターンへのアクセスを現時点で与えている場合、持分法投資の持分の算定において考慮することとされている(IAS第28号第13項)。この点に関し、投資者が異なる特徴を有する金融商品を保有する場合に、どの金融商品を投資先に対する企業の持分として持分法投資の原価を決定する際に考慮すべきか等の論点。

² (ASBJ事務局注) 2021年10月開催のASAF会議のアジェンダ・ペーパー1A(2021年6月のIASBボード会議のアジェンダ・ペーパー13のコピー)において、IAS第28号からIASBスタッフが識別した諸原則が示されている。2021年10月開催のASAF会議において、当該諸原則についてASAFメンバーに意見は求められていない。

(2) 相互持分に関する論点

関連会社が投資者の持分を所有し、相互に持分を所有している場合、投資者と関連会社の間で純資産の二重計上³が生じる可能性があることに関する取扱い。

(3) 報告期間の差異の調整及び会計方針の統一に関する論点

投資者と異なる報告日で関連会社が財務諸表を作成する場合の報告期間の差異の調整（IAS 第 28 号第 33 項）又は会計方針の統一（IAS 第 28 号第 35 項）について、当該要求事項を満たすために十分な情報を投資者が有していない場合や、上場企業である関連会社の財務諸表を公表前に使用することが制限されている場合等の実務上の課題。

(重要な影響力の変化を伴わない関連会社に対する持分の変動の会計処理)

11. 重要な影響力の変化を伴わない関連会社に対する持分の変動は、投資者と関連会社との取引、第三者と関連会社との取引、及び投資者と第三者との取引の結果として生じる。関連会社が関与する取引としては、関連会社による増資や自己株式の取得などがある。
12. それらの取引に係る会計処理のうち、投資者の持分が増加する場合の次の持分法適用上の論点について、実務において多様性があるとの意見が聞かれているとされている。
 - (1) 関連会社の純資産に対する追加持分の測定
 - (2) 持分の追加取得のために支払った対価と純資産に対する追加持分との差異の会計処理
13. IASB スタッフは、前項の論点について、IAS 第 28 号の関連する要求事項と IAS 第 28 号の基礎として識別した原則を適用するだけでは解決できないと判断し、他の IFRS 基準等を類推適用することにより、次の 4 つの会計処理を検討している。

	関連会社の純資産に対する追加持分の測定	支払対価と純資産に対する追加持分との差異の会計処理
案 1	持分を追加取得した時点における純資産の公正価値を基礎とする（持分を追加取得する都度、	のれん又は割安購入益

³（ASBJ 事務局注）このような二重計上の問題は、関連会社が投資者の持分を所有し、当該持分に対して関連会社が持分法を適用している場合又は当該持分に対して IFRS 第 9 号に従い公正価値により測定している場合に、関連会社の財務諸表を調整することなく投資者が関連会社に対して持分法を適用する場合に生じるものと考えられる。

	関連会社の純資産に対する追加持分の測定	支払対価と純資産に対する追加持分との差異の会計処理
	純資産の公正価値測定を行う)。 その公正価値に対して追加持分比率を乗じた額により、純資産に対する追加持分を測定する。	
案 2	同上	純損益
案 3	持分を追加取得した時点における支払対価の公正価値（現金対価の場合、支払額）により、純資産に対する追加持分を測定する。	差異は生じない
案 4	重要な影響力を獲得した時点における純資産の公正価値+その後の純資産の帳簿価額の変動に対して、追加持分比率を乗じた額により、純資産に対する追加持分を測定する。（すなわち、公正価値測定は、重要な影響力を獲得した時のみ行い、その後の持分の追加取得時は行わない）	純損益

なお、関連会社に対する持分の増加は、投資者による取引だけでなく第三者と関連会社との間の資本取引の結果としても生じうる（本資料の第 11 項参照）。IASB スタッフは、このような関連会社の資本取引について、投資者から見て投資者の所有者との取引には該当しないことから、支払対価と純資産に対する追加持分との差異を資本として認識する代替案は検討していない⁴。

案 1 の論拠

14. 案 1 は、持分法適用開始時の会計処理とその後の重要な影響力に変化がない場合の持分の追加取得の会計処理との整合性を図るものである。
15. 持分法適用開始時において、IAS 第 28 号第 32 項の定めにより会計処理が行われる。IAS 第 28 号第 32 項は、投資の取得時には、支払対価と投資先の識別可能な資産及び負債の公正価値に対する企業の持分との差額は、のれん又は利益として会計処理する

⁴ (ASBJ 事務局注) 2012 年に IASB は公開草案「持分法：その他の純資産変動に対する持分 (IAS 第 28 号の修正案)」を公表し、投資者が、投資先の純資産の変動のうち投資先の純損益又は OCI に認識されておらず、受け取った分配ではないもの (その他の純資産変動) に対する持分を、投資者の資本に認識するように、IAS 第 28 号を修正することを提案していた。しかし、2014 年 5 月の IASB ボード会議において、提案のとおり修正を最終確定するために必要な賛成票が得られなかったことを踏まえて、IASB はこの修正案を進めないことを決定している。

と定めている。IAS 第 28 号第 32 項の定めを類推適用することにより、持分を追加取得する場合においても持分法適用開始時と同様の会計処理が行われることになる。

案 2 の論拠

16. 案 2 は、関連会社の純資産に対する持分の追加取得について、金融資産の取得との整合性を図るものである。
17. 案 2 により、関連会社の純資産額に対する追加持分を公正価値で測定することは、持分法適用開始時と整合的な方法となる。一方、追加持分に係る支払対価との差額は、重要な影響力を新たに獲得していないことからのれんとして会計処理されない。その代わりに、金融商品の公正価値が取引価格と異なる場合にその差額を利得又は損失として認識するという要求事項（IFRS 第 9 号「金融商品」第 5.1.1 項、第 5.1.1A 項及び B5.1.2A 項）を類推適用している。

案 3 の論拠

18. 案 3 は、関連会社の純資産に対する持分の追加取得について、有形固定資産などの資産の取得との整合性を図るものである。
19. 案 3 は、取得原価を資産の取得のために支払った対価の公正価値と定義する IAS 第 16 号「有形固定資産」第 6 項など、他の IFRS 基準における資産の購入に関する要求事項を類推適用している。支払対価の公正価値により純資産に対する追加持分を測定するため、支払対価と純資産に対する追加持分との差異は生じない。

案 4 の論拠

20. 案 4 は、支配の変化を伴わない子会社に対する所有持分が変動する場合の会計処理との整合性を図るものである。
21. 案 4 は、支配の変化を伴わない子会社に対する持分割合が変動した場合に、子会社の純資産に対する持分の帳簿価額を基礎として会計処理するという要求事項（IFRS 第 10 号「連結財務諸表」B96 項）を類推適用している。これは、支配獲得時にのみ取得した資産及び負債の公正価値測定を行うことを意味する（IFRS 第 10 号 BCZ168 項）ものと考えられる。これにより、持分法適用開始時の持分と追加取得した持分は、持分法適用開始時にのみ公正価値測定を行うという点において同じ基礎により測定されることになる。
22. また、案 4 は、関連会社の純資産の帳簿価額に対する追加持分と追加取得に係る支払対価との差額は、のれん概念（純資産の公正価値と支払対価との差額）とは整合し

ないという理由により（IFRS 第 3 号 BC314 項参照）、当該差額は取得時に純損益として処理することとしている。

2021 年 10 月開催の ASAF 会議での質問事項

23. ASAF メンバーに対する質問は、次のとおりである。

- (1) 繰り返し適用上の論点として識別されるが本プロジェクトから除外される論点について、ASAF メンバーはどのように考えるか。本論点を考慮する際には、各法域でこれらの論点が生じている頻度及び IASB スタッフが IASB と共有すべき情報について考慮していただきたい。
- (2) 重要な影響力の変化を伴わない関連会社に対する持分の変動に関して提示された会計処理案について、ASAF メンバーはどのように考えるか。

ASBJ の対応方針

（繰り返し適用上の論点として識別されるが本プロジェクトから除外される論点）

24. 本資料の第 23 項(1)の質問事項における本プロジェクトから除外される論点のうち、「相互持分」に関する論点について、ASBJ ショート・ペーパーでは、対応しうる適用上の論点として識別している。
25. ASBJ ショート・ペーパーでは、持分法会計を一行連結と測定基礎の両方のハイブリッドと見たうえで、どの場合に一方を他方よりも重視すべきかを明確にする 4 つの原則を提案している。原則の提案にあたっては、関連会社に対する重要な影響力が経営者の意図した決定の結果により獲得されることを踏まえ、持分法会計は連結に近い会計処理が正当化されるという考えを示している。具体的には、次の原則 1 から原則 3 で扱われる少数の論点を除き、原則 4 において連結に関する会計処理の要求事項と整合させることを提案している。

原則 1：関連会社又は共同支配企業に対する持分（interest）の会計処理単位は、持分そのもの（すなわち、単一の資産に対する投資）であり、関連会社又は共同支配企業の資産及び負債ではない。投資者は、関連会社又は共同支配企業の純資産に対する取り分（share）を表す資産と、関連会社又は共同支配企業の純損益に対する取り分を表す収益又は費用を認識する。

原則 2：関連会社又は共同支配企業に対する持分の減損は、当該持分の全体に対してテストされる。当該持分の帳簿価額はゼロまで減額される場合があるが、次のいずれかの場合を除いては、追加の負債は認識されない。

(a) 投資者が当該損失を負担する法的義務又は推定的義務を有する場合

(b) 消去されるはずの金額（ダウンストリーム取引による利得又は配当の場合）が当該持分の帳簿価額を上回る場合

原則 3：重要な影響力も共同支配も、投資先に対する支配を構成しない。したがって、連結に関する会計処理の要求事項のうち、グループ（親会社とその子会社）の概念に基づく投資者の所有持分に関する会計処理は、持分法に関する会計処理の要求事項に引き継がない。

原則 4：原則 1 から 3 で扱っていない論点については、持分法に関する会計処理の要求事項は、連結に関する会計処理の要求事項に従う。

26. 「相互持分」に関する論点は、ASBJ ショート・ペーパーにおいて、原則 1 から原則 3 によって扱われる論点ではないため、原則 4 の連結の会計処理の要求事項に従う論点として識別し、連結に近い会計処理として相互持分は消去することを提案している。
27. この ASBJ ショート・ペーパーにおける提案を踏まえ、本資料の第 23 項(1)の質問事項について、ASBJ の発言案は次のとおりである。

一般的に、適用上の論点が繰り返して識別されているということであれば、一定の対応が必要と考えられる。しかしながら、「便益にアクセスを与える所有持分」及び「報告期間の差異の調整及び会計方針の統一」に関する論点について、我々の法域において重要な問題は把握していない。

「相互持分」に関する論点については、連結の会計処理の要求事項と同様の処理を行うべきであると考えている。

（重要な影響力の変化を伴わない関連会社に対する持分の変動に関する論点）

28. 本資料の第 23 項(2)の質問事項における「重要な影響力の変化を伴わない関連会社に対する持分の変動」は、本資料の第 25 項の ASBJ ショート・ペーパーの原則に照らせば、グループの概念に基づく投資者の所有持分の変動に関連する内容である。ASBJ ショート・ペーパーの原則 3 は、グループの概念に基づく投資者の所有持分に関する連結の会計処理は、持分法に関する会計処理の要求事項に引き継がないとしている。

したがって、IASB スタッフの 4 種類の会計処理案のうち、グループの概念に基づき支配獲得時にのみ取得した資産及び負債の公正価値測定を行う連結の要求事項を参照する案 4 の会計処理は、ASBJ ショート・ペーパーの原則 3 を適用した場合には採り得ないこととなる。

29. 一方、具体的な会計処理として、IASB スタッフの案 1 から案 3 に相当する会計処理のどれが適切であるかは、ASBJ ショート・ペーパーの内容からは特定できないと考えられる。
30. ただし、重要な影響力の変化を伴わない追加取得による持分と持分法適用開始時の持分は、重要な影響力の変化を伴うかどうかという点において違いはあるが、関連会社の純資産に対する取り分である（本資料の第 25 項の ASBJ ショート・ペーパーの原則 1 参照）という点において違いはないと考えられる。したがって、関連会社の純資産に対する追加持分の測定及び支払対価との差額の会計処理について、重要な影響力の変化を伴わない追加取得による持分と持分法適用開始時の持分の両者の整合性を図ることが適切であると考えられる。
31. すなわち、持分法適用開始時の持分の会計処理として、投資の取得時には、支払対価と投資先の識別可能な純資産の公正価値に対する企業の持分との差額は、のれん又は利益とすることが定められていることから（IAS 第 28 号第 32 項）、重要な影響力の変化を伴わない追加取得による持分についても当該会計処理と整合的な IASB スタッフの案 1 の会計処理が適切であると考えられる。
32. この ASBJ ショート・ペーパーに基づく分析を踏まえ、本資料の第 23 項(2)の質問事項について、ASBJ の発言案は次のとおりである。

我々は、持分法会計は、少数の例外を除き、原則として連結の会計処理の要求事項と同様の処理を行うことになると考えている。しかし、重要な影響力の変化を伴わない関連会社に対する持分の変動には、グループの概念に基づく連結の会計処理の要求事項を類推適用することは適当ではないと考えており、連結の会計処理を適用すべきではない例外に該当すると考えている。この観点からは、我々は、支配獲得時にのみ取得した資産及び負債の公正価値測定を行う連結の要求事項を参照する案 4 の会計処理は適当ではないと考える。

我々は、持分法適用開始時の会計処理とその後の重要な影響力に変化がない場合の持分の追加取得の会計処理について、いずれも関連会社の純資産に対する取り分を取得するという点において整合性を図ることが適当と考える。IAS 第 28 号第 32 項において、持分法適用開始時の持分の会計処理として、投資の取得時には、支払対価と投資先の識

別可能な資産及び負債の公正価値に対する企業の持分との差額は、のれん又は利益として会計処理することが規定されており、我々は、IASB スタッフの案1が適切な会計処理であると考えている。

ディスカッション・ポイント

2021年10月ASAF会議のIASBの持分法のリサーチ・プロジェクトに関するセッションにおける、ASBJの発言案について、ご意見をいただきたい。

以上